

●消費生活相談事例●



「悪質な『利用した覚えのない請求』が横行してます！」

携帯電話に「総合サイトの登録料金を支払っていない。払わなければ法的手続きをとる」というメールが届いたが、利用した心当たりはない。以前、別の会社から同じようなメールが届き、問い合わせたところ、「訴訟する」と言われたため、訳が分からないままに19万円を支払ったことがあるが、関係しているのだろうか。 (真庭市 男性)

消費者へのアドバイス

架空請求に関する相談が後を絶ちません。請求の名目は、アダルト情報番組の利用料が多く、請求手段は電子メール、はがき、封書など多様です。

請求書には、「回収員が自宅へ出向く」「勤務先を調査」などと、不安をあおるような言葉が書かれています。送りつけられた人の中には、そういったことに関わりたくないと思ったり、過去に使った別事業者の請求との勘違いや、家族が使ったと思い込んで支払ってしまう人もいます。

しかし、利用していなければ、脅し文句にひるまさないようにしましょう。個人情報を知らせないためにも、支払わず、絶対に自分から連絡しない、メー

ルを返信しない、開封通知も送らないことです。

督促メール、はがきがあった場合は保管しておき、家族が代わりに払わないよう、自分には覚えがないことを伝えておきましょう。請求内容に不明な点があれば、まず消費生活センターに相談してください。

何度もメールで架空請求が届くような場合は、インターネットのプロバイダーや携帯電話会社の「迷惑メール撃退サービス」を利用するのも一方法です。

また、悪質な取り立てを受けたときや、それによって支払ってしまった場合は警察へ届けましょう。

岡山県消費生活センター 086-226-0999

消費生活ビデオ・DVDライブラリー

人気のDVDをご紹介します。

26分

「悪質商法捕物帳」

発行：東京都消費生活総合センター

24分

高齢者とその周りの人々向け



21世紀東京の高齢者をねらう悪質商法の噂を聞きつけ、江戸の老岡っ引き弥助とその孫娘おみよが捜査に乗り出しひと働き！

再現ドラマで被害事例や問題解決のポイントをわかりやすく示すとともに、トラブル回避で大切なのは「家族や周囲の人々の見守り」であることを、時代劇スタイルを交えたお江戸の人情の視点から訴えます。

「若者の契約トラブル しまった!こまった!だまされた!?

若者向け

～ネットトラブル・マルチ商法～

発行：社団法人 全国消費生活相談員協会



このDVDは、高校生から新社会人の若者向けに、契約トラブルの回避方法と対処方法を学んでもらうために作られています。若者の生活に欠かすことのできないインターネットと、若者の被害が深刻なマルチ商法を取り上げています。親しみやすいアニメーションで、わかりやすい内容です。

* 貸出については、当センターへお申し出ください。TEL (086)226-1019

* ビデオ・DVDライブラリーの在庫については、当センターのホームページをご覧ください。

<http://www.pref.okayama.jp/seikatsu/syohi/syohi.htm>